5．引当金の計上基準
⑴　徴収不能引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
⑵　貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
⑶　賞与引当金
職員に支給する賞与について運営費交付金により財源措置がなされないものについては、支給する賞与に充てるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。
なお、職員に支給する賞与のうち、翌期の運営費交付金により財源措置がなされるものについては、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額として、当事業年度末の支給対象期間に応じた支給見込額から前事業年度末の同見込額を控除して計上しております。
⑷　退職給付引当金
国立大学法人法附則第４条に規定する職員（承継職員）以外の常勤職員に係る退職一時金については、退職給付に備えるため、自己都合退職による退職一時金の期末要支給額を計上しております。
なお、承継職員及び承継職員の後任補充者等に係る退職一時金については、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額として、自己都合退職による退職一時金の期末要支給額に基づき計上しております。
⑸　その他引当金
法令、中期計画等に照らして客観的に財源が措置されていることが明らかでないＰＣＢ廃棄物処理費の見積額を計上しております。
6．リース取引の会計処理
⑴　ファイナンス・リース取引
リース料総額が3,000千円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に準じた会計処理を行っております。
⑵　オペレーティング・リース取引
リース期間の中途において契約を解除できないオペレーティング・リース取引の未経過リース料については以下のとおりです。
①　貸借対照表日後一年以内の期間に係る未経過リース料　12,050千円
②　貸借対照表日後一年を超える期間に係る未経過リース料　6,209千円
7．消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
8．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法
⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法
土地に係る無償借上分については、相続税評価額及び条例等を参考に算定しております。
また、公務員宿舎に係る使用料については、民間精通者の参考価格により算定しております。
⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率
新発10年国債の平成27年３月末利回りを参考に0.395％で計算しております。
⑶　国等からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用の計算に使用した利率
新発10年国債の平成27年３月末利回りを参考に0.395％で計算しております。
9．記載金額の表示
貸借対照表等に記載している金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

【重要な債務負担行為】
当事業年度までに契約を締結し、翌期以降に支払いが発生する重要なものは以下のとおりです。
（単位：千円）

件　　名	契約金額	翌期以降支払額
鳥取大学医学部附属病院ＥＳＣＯ事業	816,606	494,553
鳥取大学（医病）基幹・環境整備（空調設備）工事	351,000	210,600
鳥取大学（三浦）第二体育館便所他改修工事	37,584	22,554
鳥取大学（蒜山）試験室新営その他工事	34,020	20,412
鳥取大学（米子）総合研究棟（医学系）改修設計業務（建築・設備）	11,232	11,232
生化学自動分析装置　一式	18,036	18,036
一般病棟向け電動ベッド　一式	34,992	34,992
合　　計	1,303,470	812,379

㈱　鳥取大学医学部附属病院ＥＳＣＯ事業は、エネルギーサービス契約を締結したものであり、当該契約において本学が使用するエネルギーサービス設備は、環境省が定めた平成20年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱に基づく国庫補助金の交付を受けております。
なお、翌期以降支払額は、当該事業年度のエネルギー費用削減額により変動する場合があります。
また、本学の責に帰すべき事由により契約期間を満了せずに終了した場合は、当該契約の解約に伴い発生するすべての費用を勘案した解約手数料が発生する場合があります。

【減損会計の注記】
減損会計関係
1．減損を認識した固定資産
⑴　減損を認識した固定資産の概要　（単位：千円）

用　途	場　所	種　類	帳簿価額
庖丁人町職員宿舎	鳥取県鳥取市	土地	44,986
中町職員宿舎	鳥取県鳥取市	土地	36,461
三浦地区職員宿舎（Ｂ－１，Ｂ－２，Ｂ－３）	鳥取県鳥取市	建物附属設備	922

⑵　減損の認識に至った経緯
庖丁人町職員宿舎及び中町職員宿舎については、現在宿舎としては利用しておりませんが、他用途での今後の使用が未定となっている状況から減損を認識しております。
三浦地区職員宿舎については、宿舎としての用途を廃止し、今後の利用計画の整備用地とすることとなったため減損を認識しております。